

## 「コミュニティへの分権」に係る論点整理について

### 住民自治協議会の設置に関する意見（組織論）

#### 1 住民自治協議会の設置根拠（制度化）

##### 住民自治協議会の設置根拠の明確化

- ・住民自治協議会の設置根拠（自治法、条例、要綱等）や組織構成を明確にする必要があるのではないか。
- ・住民自治協議会の設置根拠は条例で定めて、詳細な点は柔軟性を持たせて規則で定めるべき。
- ・総合的な理念的な都市内分権システムを規定した条例が必要である。

##### 住民自治協議会は地域で決定

- ・役員選出を選挙で行なう場合もあるかもしれないが、地域で決めればよく、長野市として条例で定めることはあまり適切でないと思う。
- ・地区で設立準備会を立ち上げ、住民の有識者の判断を基に住民の総意を得て設置することになるのではないか。
- ・住民自治協議会が行政の下請け機関にならないためにも条例等で縛ることは問題がある。
- ・地区住民が自由に発想できるようにするためにも敢えて条例にする必要はない。

##### 市で統一的な内容を示す

- ・住民自治協議会の外枠を長野市の統一した内容で作った上で、実施を各地域に任せるとか、若しくは組織の設立を含めて全部地域に任せるとか議論する必要がある。

##### 論点

- ・住民自治協議会の設置根拠を条例に求めるべきか否か。

#### 2 住民自治協議会の組織

##### しっかりとしたシステムの構築

- ・新たな事象に取り組むため、既存組織だけではない、しっかりしたシステムを構築する必要がある。

- ・住民自治協議会が執行機関と意思決定機関を兼ねるのは無理がある。
- ・住民自治協議会での決定事項を末端の住民まで浸透させることが難しい。

#### 意思決定機関の正当性の確保

- ・住民自治協議会が地区全体の意思決定機関としての正当性を確保することが重要である。
- ・住民自治協議会がどれだけ地域住民の総意を反映しているか、正当性があるかが運営していく場合に重要である。

#### 地域特性への配慮

- ・都市と山間部は相違があり、ひとまとめに議論することは問題である。

#### 役員の選出方法

- ・住民が納得のいく方法で役員を選出することが重要な問題となってくる。
- ・行政の一翼を担っている区長が住民自治協議会へ横滑りをするということには疑問を感じる。
- ・意思決定機関の役員や構成メンバーの決定方法を明確に示し、地域住民の全体の意思決定をしていく重要な役割を担い得るような根拠付けが必要ではないのか。

#### 役員の任期

- ・協議会委員の任期が2年以上というのは地域の実情に合わないのではないのか。

#### 名称の変更

- ・「住民自治協議会」という名称が、各種団体の上部組織と受け止められるので、「まちづくり会議」などに変えた方がいい。

#### 論点

- ・住民自治協議会の標準的なガイドライン（役員選出、組織名称等）について、審議会としてどの程度示すべきか

### 3 既存組織と住民自治協議会との関係

#### 住民自治協議会の役割分担

- ・既存組織が主体となり活動し、対応出来ないものを補完して活動するということは理解できる。住民自治協議会は、地域で新しいことをやるという相談を各種団体から上げて、協議会で検討して、地域の合意としてやる組織がよい。

- ・既存事業は各団体に任せて、新規事業をやろうとした時に住民自治協議会が機能すればよい。
- ・各種団体が抱えている課題を地域全体で協議して実現に持っていく機関が住民自治協議会ではないかと思う。
- ・既存の組織だけでは不十分な面もあり、住民自治協議会の重要性はあるが、既存組織の機能を阻害してはならない。
- ・区長会の活動や存在に影響があるので住民自治協議会の位置づけをしっかりとしておく必要がある。
- ・各種団体の邪魔にならないよう住民自治協議会の役割分担を整理する必要がある。
- ・地区の防災体制は住民自治協議会で検討する必要がある。

#### 既存団体の見直しの必要性

- ・既存の各種団体は本庁と直結している縦のシステムになっており、どのように地域の視点から団体を見直していくか議論する必要がある。
- ・現在の各団体の活動を住民自治協議会が一括して受けることは問題がある。

#### 区長制度の見直しの必要性

- ・住民自治協議会を設置される段階で区長会の見直しをする必要がある。
- ・現在でも募金とか委員の推薦など区長の仕事量が多く、人材のいない中で区長制度の維持が難しくなる。

## 4 支所機能

### 支所機能の充実が必要

- ・地区課題に 대응していくならば、支所機能を見直し充実していくことが必要である。
- ・支所は地域の意思を実施できる権限を持つべきではないか。
- ・地域総合事務所が対応するのではなく、支所で出来る限り対応できる体制とするべきである。
- ・地域住民と人間的な関係を作るためにも支所の支援職員は短年で異動させるべきではない。
- ・必ずしも支所へ職員を配置するのではなく、本庁へ担当課を設けて、2～3地区を担当させ地区役員へのアドバイスや専門職員の派遣を行うなどの応援体制が必要ではないか。

## 行政コストの増加

- ・支所の充実については、職員総数の増など行政コストが今より掛かってしまうのではないか。

## 市立公民館との関係

- ・公民館は教育委員会の組織であり、支所と違うから各地域で独自の事業ができるのではないかと思う。
- ・現在の公民館の機能を支所が引き継げるのか心配であるが、公民館長を別に配置するのであれば良いと思う。

### 論点

- ・地区活動支援担当職員の配置を支所とするか本庁とするか。

## 5 住民からの要望や提案

- ・住民要望や苦情は住民自治協議会からだけというシステムではなく、住民から直接行政へ要望や提案ができることを明記すべきである。

## 住民自治協議会の運営に関する意見（運動論）

### 1 住民自治協議会の組織

#### 団体のネットワーク化

- ・既存団体がネットワークで結ばれ、補完し合うという考え方がよい。
- ・住民自治協議会のイメージはゆるやかな連携が保てる会合の場という方が住民自治にとってもいいと思う。

#### 住民意見・提案の反映、住民参加

- ・いろいろな層の人の声が反映できる住民自治協議会にするべき。
- ・住民自治協議会へボランティアや個人など様々な形で地域住民が参加できるという方向性を明確にするべき。
- ・住民自治協議会を開かれた組織とするため、構成員は、各種団体の構成員だけでなく個々の住民だということをはっきり打ち出すべき。

- ・子育て中の人や家から出られない人の意見も聞くなど、誰もが住民自治協議会へ参加できる方法を各地区で考えるということを答申に盛り込むべき。

#### 権限の付与

- ・予算会議的なものを住民自治協議会の権限として位置づける必要がある。

## 2 住民自治協議会の構成員の処遇

#### 役員手当（報酬）が必要

- ・制度を確立し、どの住民自治協議会の構成員にも相応の処遇を与えるべき。
- ・手当は地域で決めてもよし、市が基本方針を打出して決めてもよいが、現在の社会情勢では、全くボランティアということは考えられない。
- ・住民自治協議会の組織に各種団体が入った場合、団体間で手当が全く違うので、議論しておく必要がある。

#### 役員は無報酬でよい

- ・報酬を支払うことにより責任を感じて頑張ってくれる人がいればよいが、実際にはボランティアならやってもよいという人が多いのではないか。
- ・構成員間で役割分担が図られることから、あくまでもボランティアが望ましい。

#### 地域で決めるべき

- ・現在も地区により異なっていることから、地区の過去からの経過を配慮し手当は住民自治協議会の中で協議し、地域で決めるべきである。
- ・区費等からの支出であれば地域で決めてもいいが、市からの交付金であれば地域で決められない。
- ・ボランティアと言っても、有償ボランティアや地域通貨など住民参加のためのシステムもあることから地域で決めればよいと考える。また、事業によっては有償部分も有り得る。

#### 手当の財源（区費や市交付金）

- ・全ての構成員に同等の手当を支出するとなると、行政から支出することが相応しいかという問題があるし、また、区費からの支出も適切かどうかということもある。
- ・ずくだし支援事業補助金や協定による事業費の中で、それぞれの住民自治協議会で決定していくべき。
- ・現在も区長に手当を出している地区もあり、住民自治協議会の会長や常任評議委員に出すこともいいのではないか。地区で出すのも一つの方法であるが、市で力を入

れるのであればある程度の報酬を市から出してもいいのではないか。

- ・住民自治協議会の委員の処遇は、既存団体の扱いや補助金、支所の問題、本庁の対応にも関わってくるので総合的に扱わないと解決できない。

#### 費用弁償

- ・各種団体を残すのであれば、費用弁償的なものは条例を作り支給した方がいい。このことは答申にも入れた方がすっきりする。

#### 論点

- ・住民自治協議会役員の報酬を有償とすべきか否か、地区に任せるべきか。
- ・報酬や費用弁償について市から支給すべきか否か。

### 3 人材の育成・発掘

- ・いかに人材育成・発掘をしていくかというところに力を入れるべきである。
- ・地区ごとに活動を牽引するリーダーを地域マネージャーという形で公募するというのも活動を活性化させる手法ではないか。
- ・地域での人材確保について、市としてどのような援助ができるかとか、事例を示すことができるかということを別に検討すべき。

### 4 行政の支援

#### 補助金の透明性

- ・ずくだし支援事業補助金の配分は、公開による審査会など市民の視点を取り入れ、実施事業を採択すべき。
- ・ずくだし支援事業補助金により住民自治協議会が実施できる事業の範囲や採択基準を示すべき。
- ・住民自治協議会の財源をしっかりとっておかないと地域に混乱を招く。

#### 職員による支援

- ・職員による支援を手厚くすると住民自治の本分から外れるのではないか。
- ・住民自治や住民参加を強化していくことは自治体職員の役割である。
- ・地区担当制を実施する際は、職員の研修、職員の合意が必要である。

## その他の意見

### 1 行政区の再編

- ・ 区の統廃合も聖域化せずに考える必要がある。

### 2 行政サービス

- ・ 全市一律に提供・享受すべきサービスと地区ごとに特色があるものと線を引く必要がある。
- ・ 地域総合事務所が組織上増えることによって、行政サービスのスピードが落ちるのではないか。

### 3 審議会の答申

- ・ 答申は、住民自治協議会の大枠を示して、地域で判断していけばよい。
- ・ 住民自治協議会の組織論と運動論というような論点の分け方をする必要がある。